

# 調 査 票

番 号	2	所管府省名	農林水産省
-----	---	-------	-------

独立行政法人名 (HPアドレス)	独立行政法人種苗管理センター ( <a href="http://www.ncss.go.jp/">http://www.ncss.go.jp/</a> )	特定・非特定 の別	非特定
---------------------	---	--------------	-----

## 1 組織名及び職員数等

	組 織 名	職員数(役員を除く)	
		常 勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	農林水産省種苗管理センター	333人	66人
	プロパー職員数	333人	66人
	所管官庁からの出向者数	0人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	その他( )	0人	0人
発足時 (平成13年4月1日現在)	独立行政法人種苗管理センター	330人	137人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	318人	0人
	所管官庁からの出向者数	6人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	1人	0人
	移行後の採用者数	4人	137人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
平成14年4月1日現在	同上	330人	138人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	297人	0人
	所管官庁からの出向者数	13人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	1人	0人
	移行後の採用者数	15人	138人
	その他(他の独法からの出向)	4人	0人
平成15年4月1日現在	同上	329人	149人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	276人	0人
	所管官庁からの出向者数	19人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	27人	149人
	その他(他の独法からの出向)	7人	0人
平成16年4月1日現在	同上	334人	150人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	259人	0人
	所管官庁からの出向者数	30人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	36人	150人
	その他(他の独法からの出向)	9人	0人
平成17年4月1日現在	同上	331人	150人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	237人	0人
	所管官庁からの出向者数	35人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	48人	150人
	その他(他の独法からの出向)	11人	0人
平成18年4月1日現在	同上(非特定独立行政法人へ移行)	326人	151人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	210人	0人
	所管官庁からの出向者数	49人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	52人	151人
	その他(他の独法からの出向)	15人	0人
平成19年4月1日現在	同上	317人	137人

	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	196人	0人
	所管官庁からの出向者数	54人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	52人	137人
	その他(他の独法からの出向)	15人	0人

## 2 指定職又は役員数等

	役員数等	
	常勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	1人	0人
発足時(平成13年4月1日現在)	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	1人
平成14年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	1人
平成15年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	1人
平成16年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	1人
平成17年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成18年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成19年4月1日現在	3人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人

### 3 指定職・役員給与総額及び個人別給与年額

指 定 職 ・ 役 員 の 給 与 総 額	
支 給 年 度	報 酬 総 額
移行前の最終1年度間(平成12年度)	未公表のため記載せず
発足時(平成13年度:平成13年4月～14年3月)	41,067千円
平成14年度	41,681千円
平成15年度	39,685千円
平成16年度	41,139千円
平成17年度	40,328千円
平成18年度	41,880千円
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 ただし、14年度以前は、ガイドラインに基づく給与水準の公表が行われていないので財務諸表の附属明細書に記載されている額を記載。	

指 定 職 ・ 役 員 個 人 別 の 給 与 年 額		
支 給 年 度	役 職 名	報 酬 年 額
移行前の最終1年度間(平成12年度)	農林水産省種苗管理センター所長	未公表のため記載せず
発足時(平成13年4月～14年3月)	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
平成14年度	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
平成15年度	理事長	15,275千円
	理事(2人)	22,868千円
	監事(非常勤2人)	1,542千円
平成16年度	理事長	15,261千円
	理事(2人)	24,347千円
	監事(非常勤2人)	1,531千円
平成17年度	理事長	14,379千円
	理事(2人)	24,419千円
	監事(非常勤2人)	1,530千円
平成18年度	理事長	15,883千円
	理事(2人)	24,574千円
	監事(非常勤2人)	1,423千円
平成19年度(4月～9月までの6カ月分)	理事長	7,982千円
	理事(2人)	12,236千円
	監事(非常勤2人)	711千円
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 (注3) 発足時の役職員の報酬総額については、過払いがあり平成15年度に返納させているため、附属明細書記載額と異なる。		

#### 4 役員氏名等

(平成19年4月1日現在)

氏名	公務員 経験	独法等 役員経験	役職名	就任年月日	就任時年齢
経歴					
兼職先			役職名	常勤・非常勤	有給・無給
野村文昭			理事長	平17.4.1	54歳
昭51年農林省入省 科学技術庁研究開発局地震調査研究課長、科学技術庁研究開発局総合研究課長、生産局総務課生産振興推進室長、経営局女性・就農課長、大臣官房統計部生産流通消費統計課長 平17.3.18退職					
山形澄夫			理事	平17.4.1	54歳
生産局総務課人事調整官 平17.3.31退職(現役出向)					
丸山恵史			理事	平17.4.1	50歳
昭53年農林省入省 農林漁業金融公庫熊本支店主任調査役(審査役、技術・情報担当)、生産局種苗課審査室長、北陸農政局生産経営流通部長 平17.3.31退職(現役出向)					
吉守克美			監事(非常勤)	平19.4.1	63歳
札幌ホクレン青果株式会社 代表取締役社長(現職)					
札幌ホクレン青果株式会社			代表取締役社長	常勤	有給
札幌市中央卸売市場青果部運営協議会			副会長	非常勤	無給
北海道中央卸売市場青果卸売協会			理事	非常勤	無給
札幌中央卸売市場協会			理事	非常勤	無給
碓井憲男			監事(非常勤)	平19.4.1	58歳
税理士法人あさひ会計事務所 代表(現職)					
税理士法人あさひ会計事務所			公認会計士	常勤	有給
独立行政法人農林水産消費安全技術センター			監事	非常勤	有給

#### 5 退職金支給総額等

引き続き調査中

#### 6 独立行政法人評価委員

引き続き調査中

## 14 中期計画の数値目標等

計画期間	第1期 平成13年～17年	
中期計画に定められた数値目標一覧		
<p>・各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p> <p>・センターにおいて栽培試験を実施したことが無い種類について、必要性の高い品種から栽培方法等について検討を行い、中期計画期間中に10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。</p> <p>・センターで栽培試験を実施する種類で品種数の多いものから毎年2種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する。また、従来から行っている病害抵抗性の検定等に加え、香り、栄養成分等の新たな項目についても検定手法を確立し、毎年5項目程度の特種検定マニュアルを作成する。</p> <p>・近年、品種の変遷等により入手困難となっている対照品種について、栽培試験実施点数の多い種類から、順次、対象となる植物の種類の拡大を図るとともに、300品種/年度程度の品種保存点数の拡大を図る。</p> <p>・農林水産省における新規植物の審査に資するため、センターにおいて作成する種類別審査基準案については、類似する種類の審査基準案を並行的に作成する等により効率的に実施し、15種類/年度程度に作成件数を拡大するとともに、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、農林水産省、学識経験者等との連携を図り、1種類当たりの作成期間を平均2年以内とする。</p> <p>・農作物の種苗の検査の際に、検査職員に対して専門技術研修等を行い、的確かつ迅速な検査を実施するとともに、検査件数の90%以上について、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うこととする。</p> <p>・ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布の際に、食料・農業・農村基本計画に即し、都道府県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を作成し、需要に応じた供給を行う。</p> <p>・原原種等生産配布技術指針等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに、生育期間中のは場での肉眼による病害検定を、ばれいしょ5回(2期作で3回)以上、茶樹12回以上(1年生苗4回以上)及びさとうきび12回以上実施し、収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。</p> <p>・原原種等生産配布技術指針等に基づき、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種等について、ばれいしょ萌芽率90%以上、茶樹活着率90%以上、さとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p> <p>・原原種等の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布の申請期限から配布開始までの期間をばれいしょ1.5ヶ月、茶樹1か月、さとうきび2か月以内とする。</p> <p>・原原種等の配布先である都道府県に対し、アンケート調査を毎年度実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種等生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処する。このことにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。</p> <p>・災害時の代作用種子として、そば及び大豆の生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量そば28トン/年度、大豆5トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p> <p>・中期目標に示された指定種苗の表示検査点数(18,000点程度/年度)及び集取点数(3,500点程度/年度)を確保するよう、指定種苗の表示検査及び集取を計画的かつ的確に実施する。また、検査結果については速やかに農林水産大臣に報告を行う。</p> <p>・期末の常勤職員数を期初の98%とする。</p>		
	達成状況	評価結果
発足時(平成13年4月～14年3月)	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
平成14年度	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
平成15年度	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
平成16年度	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
平成17年度	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。

計画期間	第2期 平成18年 ~ 22年	
中期計画に定められた数値目標一覧		
<p>・運営費交付金で行う業務における一般管理費(人件費を除く。)を、毎年度、少なくとも対前年度比で3%縮減するとともに、業務経費を、毎年度、少なくとも対前年度比で1%縮減する。人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、5%以上の削減を行う。</p>		
<p>・栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、中期目標期間中に栽培試験の実施点数を1,000点以上/年度に拡大するとともに、効率的な栽培試験業務の運営体制の構築、電子化された栽培試験情報の活用・共有等により、栽培試験終了後平均して3か月以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p>		
<p>・センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。</p>		
<p>・センターで栽培試験を実施する種類で品種数の多いものから毎年度2種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成するとともに、病害抵抗性、機能性成分等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。</p>		
<p>・近年、品種の変遷等により入手困難となっている対照品種について、300品種程度/年度を新たに収集・保存するとともに、すでに収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に供試できる保存体制を整備する。</p>		
<p>・栽培試験結果のUPOV同盟国間での相互使用を可能にするため、要請に応じ栽培方法、調査形質等に係る技術的事項の検討に参画し、中期目標期間中に10種類程度について栽培試験実施方法の国際的な基準の作成に取り組む。</p>		
<p>・農林水産省における新規植物の審査に資するため、センターにおいて作成する種類別審査基準案については、類似する種類の審査基準案を並行的に作成すること等により効率的に実施し、15種類程度/年度を作成するとともに、UPOV(植物新品種保護国際同盟)、農林水産省、学識経験者等との連携を図り、1種類当たりの作成期間を平均1.5年以内とする。</p>		
<p>・的確かつ迅速な検査を実施するとともに、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p>		
<p>・食料・農業・農村基本計画に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を作成し、需要に応じた原原種の供給を行う。茶樹の原種生産及び配布業務については、平成18年度をもって終了する。</p>		
<p>・原原種生産配布技術指針等に基づき、病虫害防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を、ばれいしょ5回(2期作で3回)以上及びさとうきび12回以上実施し、収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。</p>		
<p>・原原種生産配布技術指針に基づき、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p>		
<p>・原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請期限から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p>		
<p>・原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート成果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。</p>		
<p>・災害時の代作用種子として、そば及び大豆の生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量そば28トン/年度、大豆5トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p>		
<p>・指定種苗の表示検査(15,000点程度/年度)について、流通段階も含めて農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、集取(3,000点程度/年度)を効果的かつ的確に実施し、検査結果を適切に報告する。</p>		
<p>・久留米分室(福岡県久留米市、2,570㎡)は、平成18年度中に廃止する。</p>		
<p>・平成18年度中に、北海道中央農場及び孺恋農場における栽培試験業務を八岳農場に、久留米分室における栽培試験業務を西日本農場にそれぞれ移管する。</p>		
<p>・平成18年度中に久留米分室における種苗検査業務を西日本農場に移管し、本所、北海道中央農場及び西日本農場の3カ所に集約する。</p>		
	達成状況	評価結果
平成18年度	計画に対して順調に業務が進捗している。	A評価 中期計画の達成に向けて順調に実施されている。

## 15 中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果

### 第1期（平成13年度から17年度）

関西農場を売却し、岡山県笠岡市に用地を取得し、栽培試験業務の中核となる西日本農場を整備、移転を行った（15年4月開場）。

栽培試験対象植物の農場別専門化を進めるとともに、16年4月に孺恋農場、17年4月に北海道中央農場の栽培試験専任係をそれぞれ廃止し、西日本農場の増員を実施したほか、諸情報のデータベース化を進め、業務全体の効率化、適正化を図った。

栽培試験について、数値目標以上の新規植物の種類別審査基準案の作成件数の拡大や結果報告期間の短縮を実現した。

育成者権者が行う育成者権侵害への対抗措置の支援として、15年7月から品種類似性試験を開始したほか、育成者権者等からの権利侵害に対する相談窓口として、17年4月に品種保護Gメン（品種保護対策官）を新設した。

検査依頼者からのニーズの高い種子伝染性病害検査を中心に順次検査対象項目を追加し、期初の5病害から12病害に対象を拡大した。また、考案した検査技術について特許出願を行った。

顧客満足度の向上のために原原種・原種に関するアンケート調査の結果を基に具体的な業務改善計画を作成し、また、顧客からのクレームへの対処をきめ細かくかつオープンに行うことで、それらを今後の業務改善に活かすよう取り組んだ。

ばれいしょの器内増殖技術（マイクロチューバー、シュート増殖）と養液栽培技術、及びさとうきび側枝苗増殖技術などの導入、実証に取り組み、近々に実用化することとしている。

調査研究業務について、センター業務の技術改良のためという位置付けの中で、先端的な技術開発についてもバランスを持って実施し、特に果樹の品種識別技術など学会等で高い評価を得た。

### 第2期（平成18年度）

久留米分室について、西日本農場への業務の移管を終了し（18年4月）、用地を九州沖縄農業研究センターに返還した（19年3月）。

栽培試験について、北海道中央農場及び孺恋農場の業務を八岳農場へ、久留米分室における業務を西日本農場に移管し実施場所の集約化を図った（9カ所 6カ所）。

栽培試験について、数値目標以上の対象植物の拡大、マニュアルの作成、新規植物の種類別審査基準案作成期間の短縮が行われた。

育成者権の保護対策として、侵害状況の記録及び種苗、物品等の寄託制度を創設した。また、本所に品種保護対策課を新設し企画調整能力を強化し、品種保護Gメン（品種保護対策役）を新たに北海道中央農場、雲仙農場、沖縄農場に配置し育成者権保護の強化のニーズに機動的に対応できるようにした。

検査依頼者からのニーズの高い種子伝染性病害検査について検査対象病害を追加し、期初の12病害から14病害に対象を拡大した。

八岳農場におけるばれいしょ原原種生産・配布業務を廃止し、一層の業務の効率化を推進した。

茶原種の生産・配布業務について、地方公共団体等への移行措置をとった上で廃止した。

## 16 平成18年度における支出の概要

引き続き調査中

## 17 行政組織から独立行政法人への再就職

引き続き調査中

## 18 独立行政法人から他の法人への再就職

引き続き調査中

## 19 出資法人一覧

引き続き調査中

## 20 平成18年度における売却資産等の概要

(1)有価証券 (2)固定資産

引き続き調査中